

## 令和7年第2回大分市教育委員会会議録

- 1 日時 令和7年2月26日(水) 午後3時00分から午後5時00分まで
- 2 場所 大分市役所第2庁舎6階 教育委員室
- 3 出席者 教育長 栗井 明彦  
一番委員 古城 一  
二番委員 岡田 史絵  
四番委員 上杉 美穂子  
五番委員 古賀 精治

### 4 出席事務局職員

教育部長	高田 隆秀
教育部次長	永田 浩貴
教育部次長兼教育総務課長	安東 英児
教育部次長兼社会教育課長	足立 美乃里
大分市美術館副館長兼美術振興課長	水田 美幸
学校教育課長	平田 敬二
学校施設課長	武藤 英二
体育保健課長	三島 浩昭
人権・同和教育課長	高橋 秀徳
文化財課長	安東 孝浩
大分市教育センター所長	小野 里香
教育総務課参事	中山 英人
学校教育課児童生徒支援室指導主事	伊藤 寛

### 5 書記

教育総務課参事補 石川 仁美 教育総務課主幹 小田部 晶子  
教育総務課主査 園田 哲也

### 6 傍聴人 1名

### 7 議題

#### (1) 議案

- (教議第5号) 令和6年度3月補正予算について
- (教議第6号) 令和7年度当初予算について
- (教議第7号) 大分市立学校職員の給与に関する条例の一部改正について
- (教議第8号) 中学校教師用指導書の購入について
- (教議第9号) 工事請負契約の締結について
- (教議第10号) 工事請負契約の締結について

- (教議第11号) いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態への対応方針について
- (教議第12号) 令和6年度未来自分創造資金奨学生の決定について
- (教議第13号) 県費負担教職員の人事管理上の矯正措置について
- (教議第14号) 大分市公民館長の任命について
- (教議第15号) 大分市教育ビジョン2029の策定について
- (教議第16号) 大分市教育委員会事務局組織規則及び大分市教育センター管理規則の一部改正等について
- (教議第17号) 大分市教育相談・特別支援教育推進室設置規則の全部改正について
- (教議第18号) 第2期大分市スポーツ推進計画の策定に係る意見について
- (教議第19号) 大分市生涯学習推進計画(第四次)の策定について

(2) 報告事項

- (1) いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態の調査結果の報告について
- (2) 令和6年度監査結果報告書(施設監査)について
- (3) 明治小学校施設整備事業について
- (4) 大分市立中学校部活動地域移行検討委員会報告書について
- (5) 令和6年度大分市美術館美術品収集及び令和7年度特別展(案)について

8 会議の概要

教育長

ただいまより、令和7年第1回大分市教育委員会を開会いたします。

(午後3時00分 開会)

教育長

傍聴者の方がいらっしゃいますが、遵守事項に従って、静粛に傍聴いただきますようお願いいたします。

教育長

本日は、廣津留委員が欠席しておりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、構成員の過半数が出席しているため会議は成立していることを宣告いたします。

教育長

会議に先立ち署名委員を一番委員、二番委員にお願いします。

教育長

それでは、ただいまより議案審議に入りますが、教議第5号「令和6年度3月補正予算について」から教議第10号「工事請負契約の締結について」につきましては、本委員会の意思形成過程の段階にある案件であり、現時点で外部に公表しますと誤解を招く恐れがあること、また、教議第11号「いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態への対応方針について」及び教議第12号「令和6年度未来自分創造資金奨学生の決定について」並びに報告事項(1)「いじめ防止対策推進法第28条第

1項に規定する重大事態の調査結果の報告について」につきましては、個人情報保護に関する案件であること、さらに、教議第13号「県費負担教職員の人事管理上の矯正措置について」及び教議第14号「大分市公民館長の任命について」につきましては、人事に関する案件であることから、審議を秘密会とすることを発議いたします。賛成の方は挙手をお願いいたします。

全委員  
教育長

(挙手)

全委員賛成と認め、教議第5号から教議第14号までの10議案の議案審議は秘密会とします。

残りの議案審議及び報告ののち、秘密会の議案審議を行うことといたしますが、よろしいでしょうか。

全委員  
教育長

(了承)

それでは、教議第15号「大分市教育ビジョン2029の策定について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

次長兼  
教育総務課長

教議第15号「大分市教育ビジョン2029の策定について」ご説明申し上げます。

今月17日に開催いたしました第5回大分市教育ビジョン検討委員会におきまして、素案に対するパブリックコメントの結果等を踏まえた「最終案」の検討を行った後、大分大学の伊藤会長から栗井教育長へ「大分市教育ビジョン 検討のまとめ」が提出されました。これを受けまして、この度、別冊のとおり、最終案を取りまとめたところであり、令和6年第11回定例の本委員会にてご説明した内容から大きな変更等はございません。

つきましては、ご審議の上、ご決定をいただきたく本案を提出するものでございます。

なお、本委員会でのご決定の上は、令和7年第1回市議会定例会において報告するとともに、各学校等へデータにて配付する予定としております。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

五番委員

1点目は、基本方針1の指標のうち10番について、これは児童生徒が回答するものなのではないでしょうか。また、目標値は100%が望ましいのではないかと思います、いかがでしょうか。2点目は、基本方針2の指標のうち8番の目標値の根拠を教えてくださいませんか。3点目は、人権に係る指標については、懇談会の回数やフェスティバルの参加者などとなっておりますが、本来は、そこでの学びから人権意識を育むことができた児童生徒の割合や人権問題の正しい理解と認識を深めることができた児童生徒の割合などというものが望ましいと思います。それをどのようにはかるかということは非常に難しいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

次長兼

教育総務課長

1点目ですが、こちらは、全国学力・学習状況調査で児童生徒が回答するものとなっております。また、目標値につきましては、計画期間5年間を前提に、基準値から目標値を設定しておりますが、当然100%に近づこう取り組んでまいります。

学校教育課長

2点目ですが、本市の小中学校及び義務教育学校の教職員の時間外在校等時間状況は、出退勤システムを活用する中、把握しているところでございます。直近の2年間を平均しますと約3.7%ずつ減少している状況でありますことから、今後5年間は年間に3%ずつ削減を目指し、概ね15%の削減としております。

人権・同和教育課長

ご指摘のとおり、人権意識をはかるということは非常に難しいため、まずは、意識を高めるための機会を確実に設けることが必要だと考えております。そこで、学校教育や社会教育をはじめ、地域での人権懇談会などにおいて、学校の先生の話聞くだけではなく、地域の方や被差別当事者の方、差別をなくす活動をしている方などの話を聞く中で、差別は許さないという意識を高めていく、そのための場をきちんと設けようということで、指標を設定しております。

教育長

他にご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは採決いたします。教議第15号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

教育長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長 それでは次に、教議第16号「大分市教育委員会事務局組織規則及び大分市教育センター管理規則の一部改正等について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

次長兼 教議第16号「大分市教育委員会事務局組織規則及び大分市教育センター  
教育総務課長 一管理規則の一部改正等について」ご説明申し上げます。

本案は、令和7年度組織・機構改革に伴い、所要の改正をしようとする  
ものでございます。

主な内容につきましては、大分市教育委員会事務局組織規則に新設する  
児童生徒支援課に係る分掌事務等を追加・変更するとともに、大分市教育  
センター管理規則に大分市教育センターの分掌事務として教育相談等に係  
るものを追加するものでございます。

改正案につきましては、本委員会でご決定いただいた後、令和7年4月  
1日から施行いたしたいと考えております。

以上でございます。

教育長 ご質問などございませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 それでは採決いたします。教議第16号は原案のとおり決定することに  
ご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

教育長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長 それでは次に、教議第17号「大分市教育相談・特別支援教育推進室設  
置規則の全部改正について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

次長兼 教議第17号「大分市教育相談・特別支援教育推進室設置規則の全部改  
教育総務課長 正について」ご説明申し上げます。

本案は、大分市教育センター内に特別支援教育推進室を設置するに当た  
り、所要の改正をしようとするものでございます。

主な内容につきましては、教育相談・特別支援教育推進室を廃止し、新

たに特別支援教育推進室を設置するものであり、分掌事務等を規定するものでございます。

改正案につきましては、本委員会でご決定いただいた後、令和7年4月1日から施行いたしたいと考えております。

以上でございます。

教育長                   ご質問などございませんか。

全委員                   (なしとの声)

教育長                   それでは採決いたします。教議第17号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員                   (異議なしとの声)

教育長                   ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長                   それでは次に、教議第18号「第2期大分市スポーツ推進計画の策定に係る意見について」を議題といたしますが、本案の議案説明に必要な職員として、スポーツ振興課職員の出席について、大分市教育委員会会議規則第18条第1項の規定によりお諮りいたします。賛成の方は、挙手をお願いします。

全委員                   (挙手)

教育長                   全委員賛成と認め、スポーツ振興課職員の出席を認めます。

教育長                   それでは、事務局、説明をお願いします。

次長兼  
教育総務課長           教議第18号「第2期大分市スポーツ推進計画の策定に係る意見について」ご説明申し上げます。

「第2期大分市スポーツ推進計画」につきましては、スポーツ基本法第10条第1項に基づき策定するものであり、同条第2項には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、スポーツに関する事務を管理及び執行することとされた地方公共団体の長は計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、教育委員会の意見を聴かなければならない旨、定められております。

本市におきましては、学校における体育に関するものを除き、スポーツに関する事務を平成29年度から市長部局で管理及び執行することとしており、前回から引き続き、今回も市長部局において計画を策定することか

ら、教育委員会に対する意見照会が行われたところでございます。

本計画案につきましては、体育保健課をはじめ、教育委員会内の関係課による検討が行われてきたところであり、委員の皆様に対しましては、これまで内容をご説明する時間をいただき、本計画案やパブリックコメントの実施結果をお示しする中、いただいたご意見等を踏まえ、本計画案を策定したところでございます。

つきましては、議案書7ページのとおり本計画案に同意いたしたく、ご決定をいただこうとするものでございます。

以上でございます。

教育長                   ご質問などございませんか。

全委員                   (なしとの声)

教育長                   それでは採決いたします。教議第18号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員                   (異議なしとの声)

教育長                   ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長                   それでは次に、教議第19号「大分市生涯学習推進計画（第四次）の策定について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

次長兼  
教育総務課長           教議第19号「大分市生涯学習推進計画（第四次）の策定について」ご説明申し上げます。

本計画は、本市の社会教育の推進と生涯学習の振興を目指すものとして「大分市教育ビジョン」の分野別計画として位置付けられており、学識経験者、学校関係者、社会教育関係者、家庭教育関係者の20名で構成される大分市社会教育委員会を今年度に6回開催し、策定に向けての協議を行ってまいりました。

今月14日に開催いたしました令和6年度第6回大分市社会教育委員会におきまして、パブリックコメントの結果も踏まえ、最終案の検討を行い、別冊のとおりとりまとめたところでございます。

つきましては、ご審議の上、ご決定をいただきたく本案を提出するものでございます。

なお、本委員会でのご決定の上は、令和7年第1回市議会において報告するとともに、社会教育施設等へ冊子を配布する予定としております。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは採決いたします。教議第19号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員

(異議なしとの声)

教育長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長

それでは、報告事項の説明をお願いします。

次長兼

報告事項2点目「令和6年度監査結果報告書（施設監査）について」ご報告申し上げます。

教育総務課長

令和7年2月3日付けで、大分市監査委員から大分市教育委員会教育長宛てに、施設監査の結果について報告がありました。

まず、監査の対象及び監査の期間でございますが、小学校11校、中学校5校を対象に、令和6年4月1日から令和6年9月30日に係る支出負担行為等の出納事務及び財産管理状況等について、令和6年9月27日から令和7年1月24日の間に監査が実施されました。

なお、賀来中学校、神崎中学校につきましては、昨年度の施設監査において指摘があったため、施設の警備状況のみ監査が実施されました。

監査の結果についてでございます。（1）物品の管理状況に関して、ア 刃物類等の保管が適正に行われていないものにつきまして、教育長通知では、刃物類等危険性のある物品には、個々に番号を付すとともに、その保管場所には、名称及び数を表示することとされているが、包丁やはさみ等について、個々の番号の表示が正確でないものや保管場所に名称、数が表示されていないもの、数の表示が正確でないものが見受けられたことから、今後は、通知に従い適正な事務処理をされたいとの指導がございました。

また、イ 薬品の管理が適正に行われていないものにつきまして、教育長通知では、毒物及び劇物は、一般の薬品と分けて施錠設備のある専用の保

管庫に保管することとされているが、劇物と一般の薬品が、引き出しは分かれているものの同一の保管庫内で保管されていたことから、今後は、通知に従い適正な事務処理をされたいとの指導がございました。

今後は、適正に事務処理を行うよう徹底してまいりたいと考えております。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは次の報告事項の説明をお願いします。

教育長

報告事項3点目「明治小学校施設整備事業について」ご報告申し上げます。

学校施設課長

本事業は、児童数の増加により建設されたプレハブ棟群や狭隘なグラウンドを有する明治小学校について、一体的な施設整備により敷地を有効活用し、教育環境の改善を図るものでございます。

「1. 施設整備イメージ」でございますが、現況では、敷地の北側に校舎、グラウンドを挟んで南側が明治幼稚園となっているところ、整備後イメージでは、幼稚園園舎を解体し、敷地の南側に新校舎を建設した上で、既存校舎やプレハブ棟を解体し、北側にグラウンド整備を行いたいと考えております。

「2. 全体スケジュール」でございますが、今年度から7年度にかけて新校舎の設計業務委託を実施し、令和8年度から令和10年度にかけて新校舎の建設工事を行い、適切な工事期間を確保の上、令和11年4月に校舎の共用開始を目指しております。

なお、幼稚園の解体やグラウンド整備は、新校舎の建設工事と併せ、適宜、実施してまいります。

「3. 令和6年度事業」でございますが、今年度は、経年による耐力・機能の低下などの評価を行う耐力度調査を実施するとともに、新校舎の必要諸室や配置などの施設機能や外構の設計に着手いたしました。

「4. 設計業務委託の主なポイント」でございますが、1点目、グラウンドにつきましては、必要面積以上を確保することとしております。2点

目、脱炭素社会実現のため、校舎のZEB化の検討を行ってまいります。  
3点目、今後も予想される児童の増減など、柔軟に対応できる校舎の検討を行ってまいります。

「5. 設計業務委託のスケジュール」でございますが、令和7年6月までに現地調査等の基本設計を実施し、令和7年7月から11月にかけて実施設計を進めるとともに、事前協議や計画通知を行う予定でございます。

「6. 令和7年度事業」でございますが、引き続き、設計業務委託を実施するとともに、地質調査や測量調査、幼稚園の解体設計等を予定しております。

なお、幼稚園につきましては、園舎解体に伴い、令和8年度より小学校の教室を活用した運営を行うこととしております。

今後は、学校関係者をはじめ、地域の皆様と密に協議しながら進め、本委員会にも、適宜、ご報告させていただきます。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

五番委員

児童の増減などに柔軟に対応できるとは、どのようなことでしょうか。

学校施設課長

公立幼稚園につきましては、園児数が減少傾向であることから、学校や地域などの利用状況に応じた対応が可能となるよう、今後整備するレイアウトや給排水設備等について関係課と協力して設計を進めてまいりたいと考えております。

教育長

他にご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは次の報告事項の説明をお願いします。

体育保健課長

報告事項4点目「大分市立中学校部活動地域移行検討委員会報告書について」ご報告申し上げます。

本検討委員会につきましては、令和5年10月から本年1月までに全7回を開催しており、昨年10月の第6回検討委員会を受けて報告書案を作成した後、パブリックコメントを実施いたしました。

パブリックコメントでは、5人の方から延べ8件のご意見をいただいております。主な内容といたしましては、教員の働き方改革の視点からの要望、

部活動の在り方に関する質問、地域移行を推進するに当たり、1つの方策にとらわれず、複数の方策により体制を構築することに賛同する意見などでございました。

これを踏まえ、1月の第7回検討委員会におきまして「大分市立中学校検討委員会報告書」がまとめられ、今年21日に、検討委員会委員長の日本文理大学竹田教授から栗井教育長に報告書が提出されました。

なお、報告書につきましては、パブリックコメントでの意見が肯定的なものであったことから、令和6年第11回定例の本委員会におきましてご報告いたしました報告書案からの変更はございません。

タブレットの別冊「報告書」の11ページをご覧ください。

今後につきましては、こちらのスケジュールを基に、指導者の確保を進めるとともに、専門部署の設置や受益者負担制度の方向性を示すなど、本市において休日に行われている部活動の地域移行を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは次の報告事項の説明をお願いします。

副館長兼

美術振興課長

報告事項5点目「令和6年度大分市美術館美術品収集及び令和7年度特別展（案）について」ご報告申し上げます。

まず、令和6年度美術品収集についてでございますが、4つの収集方針に基づき、4点を購入、4点を寄贈・移管により収集いたしました。収集作品のジャンル別内訳は下段の表のとおりでございます。この結果、今年度末での収集作品は3,349点となりました。

購入する4点につきまして、リストNo.1、No.2はともに江戸時代後期の豊後南画の展開を紹介する上で重要な、淵野桂僊、手島君山の希少な作品、No.3は、大分市在住の竹工芸家 生野徳三が日本新工芸展で内閣総理大臣賞を受賞した作品、No.4は、田能村竹田の書簡となります。購入総額は、4点で200万円となる予定でございます。また、寄贈作品につきまして、No.1、No.2は、大分における近代南画の展開を紹介する上で重要な岡

本豊洲の作品であり、No.3は、福田平八郎と親交があり、大分の日本画壇を牽引した牧皎堂に関する資料一式でございます。さらに、移管作品は、江藤哲の作品でございます。

なお、3ページに作品の図版を掲載しております。

次に令和7年度特別展（案）についてでございますが、来年度は9件の特別展を計画しております。

No.1では、絵本作家・イラストレーターとして活躍し、昨年、逝去された香川元太郎の代表作「迷路絵本」と各地の城を描いた「歴史考証イラスト」の原画を紹介するとともに、段ボールで作った迷路を体験できるなど鑑賞と体験を併せて楽しめる展覧会となっております。No.2では、宮城県美術館のカンディンスキーやクレーなどの名品を紹介いたします。No.3では、ミニチュア写真家・見立て作家田中達也によるMINIATURE LIFE展を開催いたします。No.4は、文化庁の助成事業として実施するもので、若手竹工芸作家たちが、大分市美術館のコレクションをインスピレーション源として制作した作品を、コレクションとともに展示し、大分における竹文化のユニークな価値と魅力を紹介いたします。No.8では、北欧ブームの火付け役となったスウェーデンの陶芸家、デザイナーのスティグ・リンドベリの陶芸、テキスタイル、絵本の挿絵などにより、リンドベリの芸術性を紹介いたします。

来年度も幅広く、多くの方に楽しんでいただける展覧会を計画しておりますので、市民はもとより、教育委員の皆様方にもぜひお越しいただきたいと存じます。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

予定されていた報告は終了となりますが、他に何かございませんか。

(お知らせ)

文化財課長

・令和7年大分市歴史資料館春季テーマ展示「オオイタ・モダン」の開催について

副館長兼

・第59回大分市美術展について

美術振興課長

教育長

それでは次に、教議第5号「令和6年度3月補正予算について」を議題といたします。

なお、これより秘密会の審議及び報告となりますので、傍聴の方は、退室をしていただきます。

教育長

それでは、事務局、説明をお願いします。

次長兼

教議第5号「令和6年度3月補正予算について」ご説明申し上げます。

教育総務課長

はじめに、10款教育費に係る補正でございますが、教育委員会所管分の補正額につきましては、右側の表のとおり、25億2,923万円の増で、補正後の額は、209億8,533万円でございます。それでは補正予算の概要についてご説明いたします。

10款2項小学校費の1目学校管理費の1番の小学校施設管理事業、2番の小学校施設整備保全事業及び3項中学校費の1目学校管理費の1番の中学校施設管理事業、2番の中学校施設整備保全事業につきましては、国の補正予算における国庫補助内示に伴う事業費を追加計上するもので、老朽化した学校施設の長寿命化改修などに係る経費を計上するものでございます。その内訳としましては、別保小学校、荏隈小学校の体育館の長寿命化改修工事、城南中学校校舎等の長寿命化改修工事、小中学校のトイレ洋式化、小学校体育館へのLED照明整備に係る経費を計上するものでございます。

なお、下表にありますように、これら補正予算については、繰越明許費の補正を併せて行い、令和7年度に予算を繰り越し、事業を実施しようとするものでございます。

次に、11款災害復旧費に係る補正でございますが、教育委員会所管分の補正額につきましては、右側の表のとおり、6,950万円の増で、補正後の額は、7,550万円でございます。

それでは、補正予算の概要についてご説明いたします。

11款2項1目の1番の社会教育施設災害復旧事業につきましては、国庫補助内示に伴う事業費を追加計上するもので、大分城址公園西側土塀災害復旧工事に係る経費を計上するものでございます。

なお、下表にありますように、これら補正予算については、繰越明許費の補正を併せて行い、令和7年度に予算を繰り越し、事業を実施しようとするものでございます。

以上のことにつきまして、本委員会でご決定いただき、ご決定の上は、令和7年第1回市議会定例会にて、審議・決定をいただこうとするものでございます。

以上でございます。

教育長                   ご質問などございませんか。

全委員                   (なしとの声)

教育長                   それでは採決いたします。教議第5号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員                   (異議なしとの声)

教育長                   ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長                   それでは次に、教議第6号「令和7年度当初予算について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

次長兼                   教議第6号「令和7年度当初予算について」ご説明申し上げます。

教育総務課長           本案は、教育委員会所管分の令和7年度当初予算について、令和7年第1回市議会定例会へ提出するに当たり、本委員会のご決定をいただこうとするものでございます。

はじめに、10款教育費についてご説明いたします。

令和7年度の教育費の予算額は、217億4,944万円で、前年度予算に比べ、22億3,227万円の増額となっております。

このうち、子どもすこやか部所管の幼稚園費等及び市民部所管の公民館費を除く教育委員会所管分の予算は、200億5,363万円で、前年度に比べ22億5,030万円の増額となっております。

それでは、教育委員会所管分について、費目に沿って、ご説明いたします。

1項の教育総務費でございますが、1目 委員会費につきましては、教育委員の報酬並びに事務費を計上しております。

次に、2目 事務局費の1 人件費につきましては、職員給与等を計上しております。

次に、435ページの2 会計年度任用職員人件費につきましては、会計年度任用職員の報酬等を計上しております。

3 事務局総務費（教育総務課）につきましては、法律顧問報酬及び消耗品等の事務費に係る経費を計上しております。

4 事務局総務費（学校教育課）につきましては、消耗品等の事務費に係る経費を計上しております。

次に、437ページの5 事務局総務費（児童生徒支援課）につきましては、新たに新設にする課の事務費並びに通学支援に係るスクールバス運行業務委託料等を計上しております。

6 事務局総務費（学校施設課）につきましては、建物災害保険料や学校などのごみ収集の委託料等に係る経費を計上しております。

7 事務局総務費（体育保健課）につきましては、教育委員会や学校、保護者等間の連絡等を行う学校連絡システムの運用に係る経費を計上しております。

次に、439ページの8 奨学助成事業につきましては、返還免除型奨学資金、給付型奨学資金等に係る経費を計上しております。

9 労働安全衛生事業（学校教育課）につきましては、教職員の健康診断や産業医報酬等の労働安全衛生に係る経費を計上しております。

次に、3目 教育指導費の1 教育指導一般事業（学校教育課）につきましては、学校運営協議会委員報酬や事務費等に係る経費を計上しております。

次に、441ページの2 教育指導一般事業（人権・同和教育課）につきましては、市内全戸に配布する啓発資料「みんなのねがい」や小中学校新入生の保護者に配布する啓発資料「じんけん」の印刷製本費等を計上しております。

3 特別支援等教育活動サポート事業につきましては、学習や生活指導上、特に配慮が必要な児童生徒が在籍する学校に補助教員を配置する経費等を計上しており、令和7年度については、140名分を計上しております。

す。

4 スクールサポートスタッフ配置事業につきましては、学習プリント等の印刷などを教員に代わって行うサポートスタッフを配置し、教員の負担軽減を図るもので、令和7年度については、6時間勤務校を減らすものの、引き続き、全ての市立小中学校及び義務教育学校に配置することとしております。

次に、443ページの5 大分っ子学習力向上推進事業につきましては、大分っ子非常勤講師23名の報酬等を計上しておりますが、小学校16校に1名ずつ配置し、少人数指導や習熟度別指導、放課後の補充学習等により、きめ細かな指導を行うとともに、複式学級がある小規模校4校に7名を配置し、複式の授業を解消するために、学年別の指導や課題別の指導等を行うこととしております。

6 大分っ子基礎学力アップ推進事業につきましては、基礎学力向上のための指導の充実を図るもので、大分市標準学力調査等に係る経費を計上しております。

7 外国語指導助手招聘事業につきましては、大分市立小中学校における外国語教育の充実及び幼稚園等における国際理解教育の推進を図るため、外国語指導助手、いわゆるALTを小中学校や幼稚園等に派遣するもので、令和7年度につきましては、JETプログラムのALT23名、民間派遣業者のALT9名の計32名配置することとしております。

8 日本語指導等支援事業につきましては、日本語指導が必要な外国人児童生徒等に日本語指導を行う民間の講師や通訳を派遣するための謝礼金を計上するとともに、来日直後等の児童生徒等に対し、集中的な指導や支援を行うことのできる「日本語指導専任指導員」の配置等に係る経費を計上しております。

9 大分市小中一貫教育推進事業につきましては、義務教育学校の碩田学園及び小中一貫教育校の賀来小中学校、神崎小中学校並びに小中一貫教育実践発表校等における公開研究発表会等を通じた研究成果の還元に係る経費などを計上しております。

次に、445ページの10 生徒指導関係事業につきましては、生徒指

導上の諸課題の解決に向けた研修に係る経費、児童生徒や学級の状況を客観的に把握し指導に活用することができるhyper-QU検査の実施に係る経費等を計上しており、令和7年度につきましては、学校には登校できるが教室には行けない児童生徒への学習支援及び保護者、学級担任等との連絡調整等を行う支援員となる「スクールライフサポーター」を2名増員するとともに、学校規模に応じて複数校を兼務させることで全ての中学校において、サポートできる体制を構築することとしております。

また、新たにメタバースを活用した不登校支援事業を実施し、家にこもりがちで、学校や相談機関等に通うことが難しい児童生徒に対して、メタバース空間における個別相談や学習支援等を行うこととしております。

11 学校図書館活性化事業につきましては、学校図書館業務を支援する学校図書館支援員の報酬などを計上しております。

12 生き生き学習サポート事業につきましては、専門的な知識、技能等を有する地域の人材を学校教育支援員として登録する「学校教育支援バンク」や各学校の「人材バンク」からの外部講師の活用を支援するもので、講師への謝礼金などの経費を計上しております。

次に、447ページの4目 教育センター費の1 人件費につきましては、教育センター職員及び任期付職員であるスクールソーシャルワーカーの職員給与等を計上しております。

2 教育センター総務費につきましては、事務費及び施設の維持管理経費等を計上しております。

3 教育相談・特別支援教育推進事業につきましては、教育相談・特別支援教育に係る教職員の専門性や指導力を高めるための研修講師への謝礼金、学校における生徒指導上の課題の解決に向けて配置しているスクールソーシャルワーカー及び特別支援学級担任等の専門性の向上や校内支援体制の充実等を図る特別支援教育アドバイザーの報酬や日常的に医療的ケアが必要な児童生徒が在籍する学校に看護師を派遣する経費等を計上しております。

次に、449ページの4 教職員指導力向上推進事業につきましては、教職員に対する研修の講師への謝礼金や招聘旅費等に係る経費の計上でご

ざいます。

5 教育の情報化推進事業につきましては、教育の情報化の推進を図るためのGIGAスクール構想に基づく一人1台端末等の借上料、教職員の校務用ネットワークの運用・管理に係る経費等を計上しております。

次に、451ページの5目 教育施設整備費 の1 賀来小中学校施設整備事業につきましては、既存中学校の敷地内において整備する新校舎の建設等に係る設計を行うとともに、仮設校舎借上げや中学校南校舎の解体に係る経費を計上しております。

2 屋内運動場・特別教室等空調設備整備事業につきましては、屋内運動場の空調設備整備のための設置費、維持管理費等に係る経費を計上しております。

次に、453ページをご覧ください。

2項の小学校費でございますが、1目 学校管理費の1 人件費につきましては、小学校に所属する学校主事、給食調理員の職員給与等の計上でございます。

2 小学校運営事業（学校教育課）につきましては、小学校の図書購入費等の計上でございます。

3 小学校運営事業（学校施設課）につきましては、学校運営に必要な経費として教材や、机・椅子、理科教育用設備備品の購入費等を計上しております。

4 小学校保健事業につきましては、学校医及び学校薬剤師の報酬に係る経費等を計上しております。

次に、455ページの5 小学校施設管理事業（学校施設課）につきましては、小学校における光熱水費、校舎警備や浄化槽等の保守点検に係る委託料、校舎等の営繕工事費、児童数の増加による教室不足を解消するために設置した一時使用教室の借上等に係る経費を計上しております。なお、トイレ洋式化、体育館へのLED照明の整備費に係る経費については、国の補正予算に伴い、令和6年度3月補正に前倒して計上しております。

6 小学校施設整備保全事業（学校施設課）につきましては、「大分市

教育施設整備保全計画」に基づく、外壁・屋上防水改修工事等に係る経費を計上しております。なお、長寿命化改修工事に係る経費については、国の補正予算に伴い、令和6年度3月補正に前倒して計上しております。

次に、2目 教育振興費の1 学校活動補助事業につきましては、日本スポーツ振興センターに対する負担金を計上しております。

2 教材等購入事業につきましては、教師用の教科書及び指導書等の購入費を計上しております。

次に、3及び457ページの4の就学援助事業につきましては、経済的理由で就学困難な児童の保護者に対する学用品費や、医療費等を支給する援助費等を計上しております。

3目 学校建設費の1 明治小学校施設整備事業につきましては、新校舎建設に係る設計を行うとともに周辺建物の調査に係る経費を計上しております。

次に、459ページをご覧ください。

3項の中学校費でございますが、1目学校管理費の1 人件費につきましては、中学校に所属する学校主事の職員給与等の計上でございます。

2 中学校運営事業（学校教育課）につきましては、中学校の図書購入費、中学校文化部各種コンクール派遣事業費補助金等を計上しております。

3 中学校運営事業（学校施設課）につきましては、学校運営に必要な経費として教材や、机・椅子、理科教育用設備備品の購入費等を計上しております。

4 中学校保健事業につきましては、学校医及び学校薬剤師の報酬等に係る経費を計上しております。

次に、461ページの5 中学校施設管理事業（学校施設課）につきましては、中学校における光熱水費、校舎警備や浄化槽等の保守点検に係る委託料、校舎等の営繕工事費、生徒数の増加による教室不足を解消するために設置した一時使用教室の借上等を計上しております。なお、トイレ洋式化に係る経費については、国の補正予算に伴い、令和6年度3月補正に前倒して計上しています。

6 中学校施設整備保全事業（学校施設課）につきましては、「大分市教育施設整備保全計画」に基づく、城南中学校校舎等長寿命化改修工事や外壁・屋上防水改修工事等に係る経費を計上しております。なお、長寿命化改修工事に係る経費については、国の補正予算に伴い、令和6年度3月補正に前倒して計上しております。

2目 教育振興費の1 学校活動補助事業につきましては、日本スポーツ振興センターに対する負担金を計上しております。

2 教材等購入事業につきましては、教師用の教科書及び指導書等の購入費を計上しております。

次に、463ページの3 部活動指導員活用事業につきましては、学校職員として部活動の指導及び引率等を行うことができる部活動指導員の配置に係る人件費等を計上しております。

4及び5の就学援助事業につきましては、小学校費と同じく、経済的理由で就学困難な生徒の保護者に対する学用品費や医療費等を支給する援助費等を計上しております。

次に、465ページをご覧ください。

4項の幼稚園費でございますが、1目 幼稚園費の2 人件費（教育総務課）及び467ページの、3 会計年度任用職員人件費（教育委員会）につきましては、幼稚園職員の給与等の計上でございます。

5 幼稚園保健事業（体育保健課）につきましては、幼稚園医に対する報酬等に係る経費を計上しております。

教育長

ここで、古賀委員が退席いたしますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、構成員の過半数が出席しているので会議は成立していることを宣告いたします。

引き続き、事務局は説明をお願いします。

次長兼

次に、471ページをご覧ください。

教育総務課長

5項の社会教育費でございますが、1目 社会教育総務費の1 人件費及び2 会計年度任用職員人件費（教育委員会）のほか、3 社会教育総務費につきましては、社会教育委員報酬、「人権フェスティバル」などの経費、社会教育関係団体への運営費補助、「おおいたナイトスクール事

業」に係る経費等を計上しております。令和7年度につきましては、こどもの科学への興味・関心を高めるため、科学関連イベントを開催することとしております。

次に、473ページの4 20歳のつどい事業につきましては、会場の設営委託料等を計上しております。

5 地域子ども教育支援事業につきましては、こどもたちの社会性を育むため、地域の団体等が放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用してこどもに様々な体験活動や学習の機会を定期的かつ継続的に提供する「おおいたふれあい学びの広場推進事業」や地域学校協働活動を推進する「地域コーディネーター」設置等に係る経費を計上しております。

6 家庭教育支援推進事業につきましては、就学時健診での子育て講演会、全中学校及び義務教育学校対象の思春期講演会等の経費を計上しております。

7 集会所管理運営事業につきましては、市内に4か所あります教育集会所の管理運営に係る経費を計上しております。

次に、475ページの8 陶芸楽習館管理運営事業につきましては、河原内陶芸楽習館の維持管理及び教室・講座の開催に係る経費等を計上しております。

9 情報教育運営事業につきましては、スマートフォンの活用講座や情報モラル講習会等を、市民行政センター等をはじめとする、市民の利便性に配慮した施設において実施する経費等を計上しております。

10 のつはる西部の楽校管理運営事業につきましては、「大分市ふれあい交流宿舍のつはる西部の楽校」の管理運営に係る経費を計上しております。

次に、477ページの2目 文化財保護費の1 人件費のほか2 文化財保護一般事業につきましては、文化財保護審議会や高崎山管理委員会などに係る経費、海部古墳資料館などの文化財課所管の施設の維持管理や、市指定文化財の保存、保護に係る経費のほか、県指定史跡曲石仏保存整備事業、府内城人質櫓保存修理事業や伝統芸能伝承師認定事業等に係る経費を計上しております。

次に、479ページの3 大友氏遺跡保存整備事業につきましては、国指定史跡大友氏遺跡の適切な保存を図るとともに、歴史公園として段階的に整備し公開・活用を行うもので、令和7年度につきましては、発掘調査、大友氏遺跡整備基本設計や歴史公園基盤整備のための市道撤去工事等を実施することとしております。

次に、481ページの4 大友氏遺跡情報発信事業につきましては、大友氏遺跡や大友氏に関する情報発信等に係る経費を計上しております。令和7年度につきましては、日本初の西洋式病院を開設し、当時の最先端医術を施したことで知られる「ルイス・デ・アルメイダ」の生誕500周年を記念したフォーラムを開催することとしております。

5 南蛮BVNGO交流館管理運営事業につきましては、交流館の管理運営に係る経費を計上しております。

6 市内重要遺跡確認調査事業につきましては、中世大友府内町跡の確認調査等に係る経費を計上しております。

7 埋蔵文化財発掘調査受託事業につきましては、民間の宅地開発等に伴う発掘調査及び整理作業等を開発者から受託して行うための経費を計上しております。

8 地域文化資源保存活用推進事業につきましては、大友氏遺跡関連資料の撮影やおおいた地域伝統文化応援事業金等に係る経費を計上しております。

次に、483ページの9 史跡地等公有化事業につきましては、国指定史跡「里官衙遺跡」の維持管理に係る経費を計上しております。

10 文化財保存活用地域計画策定事業につきましては、計画策定のための支援業務に係る経費等を計上しております。

次に、3目 エスペランサ・コレジオ費の1 人件費及び2 管理運営事業につきましては、講師に対する謝礼金に係る経費等を計上しております。

次に、487ページの4目 公民館費のうち、5 地区公民館施設整備事業につきましては、植田公民館の改修工事等に係る経費を計上しております。

次に、5目 青少年費の1 青少年育成事業につきましては、補導員に対する報償費、青少年健全育成協議会に対する補助金に係る経費等を計上しております。

次に、489ページの6目 少年自然の家費の1 人件費のほか、2 少年自然の家管理運営事業につきましては、主催事業の開催に係る経費や施設の維持管理費、小学生ののつはる少年自然の家での集団宿泊体験活動に伴うバス借上料等を計上しております。

3 少年自然の家施設整備事業につきましては、建物及び設備の改修等に係る経費を計上しております。

次に、491ページの4 集団宿泊体験事業につきましては、中学生の集団宿泊体験活動に伴うバス借上料を計上しております。

次に、7目 歴史資料館費の1 人件費のほか、2 歴史資料館管理運営事業につきましては、歴史資料館の管理運営や、埋蔵文化財保存活用センター、隣接する史跡公園などの維持管理等に係る経費を計上しております。

次に、493ページの3 資料購入事業につきましては、歴史資料館の資料充実を図るために、郷土大分の歴史や文化の理解に重要と思われる貴重な史料などの収集等に係る経費を計上しております。

4 企画展事業につきましては、「ルイス・デ・アルメイダ」生誕500周年を記念した特別展、大分の歴史や文化の史資料を活用したテーマ展及び各種講座の開催に係る経費等を計上しております。

次に、8目 市民図書館費の1 人件費のほか、2 市民図書館管理運営事業につきましては、地区公民館図書室等との図書配送業務委託料、窓口業務委託料、図書館ネットワークシステム機器リース料、図書購入に係る経費等を計上しております。令和7年度につきましては、電子書籍を導入する経費を計上しております。

次に、495ページの9目 美術館費の1 人件費のほか、2 美術館管理運営事業につきましては、美術館維持管理等委託料など施設の維持管理経費等を計上しております。

次に、497ページの3 美術品等管理事業につきましては、所蔵美術

品の修繕費、美術品管理に係る委託料等を計上しております。

4 広報活動事業につきましては、年間リーフレット印刷製本費等、美術館利用促進のための広報に係る経費を計上しております。

5 教育普及事業につきましては、子ども講座の開催等に係る経費を計上しております。

6 展覧会事業につきましては、特別展の開催に係る展覧会搬送業務等委託料及び開催負担金等を計上しております。

次に、499ページの7 ミュージアムショップ運営事業につきましては、ミュージアムショップの運営に係る委託料を計上しております。

8 美術品等購入事業につきましては、収集方針に沿った絵画等の美術品の購入に係る経費を計上しております。

次に、10目 アートプラザ費の1 アートプラザ管理運営事業につきましては、指定管理業務委託料等に係る経費の計上でございます。

2 アートプラザ整備事業につきましては、外壁・屋上防水工事等に係る経費を計上しております。

次に、11目 海星館費の1 海星館管理運営事業につきましては、指定管理業務委託料等に係る経費の計上でございます。

次に、501ページをご覧ください。

6項の保健体育費でございますが、1目 保健体育総務費の1 人件費及び2 会計年度任用職員人件費、3 保健体育総務費につきましては、人件費及び事務費等を計上しております。

4 学校体育振興事業につきましては、児童生徒の体力向上の推進に係る経費を計上するほか、中学校の運動部活動の実施体制の充実を図るための外部指導者に対する謝礼金、中学校体育大会に派遣する生徒に対する補助金や民間プール等を活用した水泳授業の実施等に係る経費を計上しております。

令和7年度につきましては、部活動地域展開に向けて、一部の部活動において、他団体等での実施を踏まえた検証を行うこととしております。

次に、503ページの2目 学校保健費の1及び2 の学校保健事業につきましては、児童生徒の学校保健会補助金や、学校の飲料水やプールの

水質を検査する手数料等を計上しております。

3 歯と口の健康づくり事業につきましては、フッ化物洗口に係る消耗品費等を計上しており、「歯みがき指導」「食に関する指導」「フッ化物洗口」を実施することにより、学校における歯と口の健康づくりを推進するものでございます。

4 学童健康診断事業につきましては、幼小中学校の児童生徒等に対する腎臓検診やピロリ菌検査を含めた血液検査など各種健康診断の委託料等の経費を計上しております。

次に、505ページの3目 学校給食共同調理場費の1 人件費のほか、2 東部共同調理場管理運営事業及び3 西部共同調理場管理運営事業につきましては、給食配送業務委託及び調理等業務委託、施設維持管理経費等を計上しております。

次に、507ページの4目 学校給食費の1 学校給食管理事業（学校施設課）につきましては、小学校給食調理場の維持管理等に係る経費を計上しております。

2 学校給食管理事業（体育保健課）につきましては、小学校給食調理場の維持管理経費や小学校給食調理場調理等業務委託等に係る経費を計上しております。

次に、509ページの3 学校給食指導事業につきましては、学校給食食物アレルギーへの対応や衛生管理に関する指導、食育推進事業等に係る経費等を計上しております。

4 学校給食費徴収管理事業につきましては、学校給食費の徴収・管理業務等に係る経費を計上しております。なお、令和7年度の学校給食賄材料費については、物価高騰が続く中、栄養バランスや量を保った学校給食を提供できるよう、1食当たり、小学生は前年度比34円増の332円、中学生は前年度比36円増の345円とし、予算を計上しております。

また、学校給食費の1食当たりの徴収額について、小学生は臨時交付金を活用した上で現状から13円の増額の298円を徴収し、中学生は引き続き全額無償化の対象とすることとしております。

次に、513ページをご覧ください。

1 1 款災害復旧費の2 項1 目社会教育施設災害復旧費の1 社会教育施設災害普及事業につきましては、府内城西側土堀の災害復旧工事に係る経費を計上しております。

最後に、債務負担行為でございます。

5 4 2 ページをご覧ください。

ただ今、ご説明いたしました令和7 年度事務事業のうち、令和7 年度以降に支払を約束することとなるものについては、その予算額を確保しておく必要があります。

こうしたことから、表にある項目につきまして、それぞれ記載の額、期間を限度として、令和7 年度当初予算に債務負担行為として設定するものでございます。

はじめに、下から2 段目の「学校徴収金納付書作製等業務委託料（令和8 年度分）」につきましては、令和8 年度当初に学校徴収金に係る納入通知書等を使用するため、令和7 年度中に契約の上、作製する必要があることから、設定するものでございます。

次に、「外国語指導助手派遣業務委託料」につきましては、令和8 年度当初から各学校にALT を派遣するため、令和7 年度中に契約し、準備する必要があることから、設定するものでございます。

次に5 4 4 ページの「未来自分創造資金（令和7 年度採用分）」及び「返還免除型奨学資金貸付金（令和8 年度入学者分）」につきましては、奨学生が在籍する修学期間中に給付又は貸与の対応が必要となるため、設定するものでございます。

次に、「賀来中学校遺跡第6 次発掘調査業務委託料」につきましては、令和7 年度から8 年度の2 か年にかけて、賀来中学校の埋蔵文化財調査を実施する必要があるため、設定するものでございます。

次に、「坂ノ市中学校一時使用教室棟借上料」につきましては、生徒数の増加等に伴う教室不足に対応するための一時使用教室のリース契約を5 年間行う必要があるため、設定するものでございます。

次に、「東部共同調理場調理等業務委託料」につきましては、令和8 年8 月から3 年間、東部共同調理場の給食調理等の委託契約を締結する必要

があるため、設定するものでございます。

次に、「小学校給食調理場調理等業務委託料」につきましては、令和7年8月から3年間、小学校6校の給食調理委託契約を締結する必要があるため、設定するものでございます。

次に、「学校給食用食材購入費（令和8年度分）」につきましては、令和8年度1学期開始時から学校給食を提供する上で、令和7年度中に食材等の契約・発注を行う必要があることから、設定するものでございます。

次に、「市民図書館図書購入費（令和8年度分）」につきましては、令和8年度の図書購入に向けて、令和7年度中に契約を締結する必要があるため、設定するものでございます。

次に546ページの「市民図書館予約図書等配送業務委託料（令和8年度分）」につきましては、年度の継ぎ目なく良好な図書配送サービスを行うため、令和7年度中に契約を締結する必要があることから、設定するものでございます。

次に、「大友氏館跡庭園樹木等育成維持管理業務委託料」につきましては、庭園の植栽や樹木を適正に育成管理していくため、令和7年度中に業者選定の上、令和8年度から3年間の契約を締結する必要があることから、設定するものでございます。

次に、「教育用端末等リース料（令和7年度調達分）」につきましては、令和3年度に運用開始した教育用端末等の更新に当たり、令和8年度からの運用に向けて、令和7年度中にリース契約を締結する必要があるため、設定するものでございます。

次に、「教育用端末保守運用業務委託料」につきましては、教育用端末を円滑に運用するためのヘルプデスク等の業務を委託する上で、令和7年度中に令和8年度から5年間の契約を締結する必要があるため、設定するものでございます。

以上のことにつきまして、本委員会でご決定いただき、ご決定の上は、令和7年第1回市議会定例会で審議・決定をいたどころとするものでございます。

以上でございます。



本案は、大分市職員に準じ、幼稚園教諭の給与について改定しようとするものでございます。

改正内容は、期末手当の支給月数を0.05月引き上げようとするものであり、令和6年度分は12月期に配分し、令和7年度以降は6月期、12月期に均等に配分することとしております。また、再任用職員に対して住居手当を支給しようとするものでございます。

なお、この他の給与改定として、給料表の引上げ改定と勤勉手当の支給月数の引上げ改定がございますが、これらにつきましては、大分市職員に係る条例の規定を引用することとしているため、本条例における改正はございません。

施行期日につきましては、令和6年度分の期末手当は令和6年12月1日から、令和7年度以降の分の期末手当及び再任用職員の住居手当は令和7年4月1日からでございます。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは採決いたします。教議第7号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員

(異議なしとの声)

教育長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長

それでは、教議第8号「中学校教師用指導書の購入について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

学校教育課長

教議第8号「中学校教師用指導書の購入について」ご説明申し上げます。

本案は、中学校教師用指導書の購入につきまして、ご決定をいただこうとするものであり、数量は2,207点、購入金額は5,563万9,650円、購入先は、大分図書株式会社でございます。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは採決いたします。教議第8号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員

(異議なしとの声)

教育長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長

それでは次に、教議第9号「工事請負契約の締結について」を議題といたしますが、教議第10号につきましても関連がありますことから、説明を一括して行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

全委員

(了承)

教育長

それでは、事務局、説明をお願いします。

学校施設課長

教議第9号及び教議第10号「工事請負契約の締結について」を一括してご説明申し上げます。

本案は、市立小中学校等の体育館について、望ましい学習・生活環境及び就労環境となるよう改善を図るとともに避難所機能を強化することを目的に、空調設備の整備を行うことについてご決定をいただこうとするものでございます。

契約につきましては、合計82施設を2地域に分けて実施し、避難所指定されている旧一尺屋小学校旧中島小学校、旧野津原中部小学校、今市健康増進センターの体育館にも整備いたします。

東部地域につきましては、契約金額は、14億5,673万円、契約の相手方は、協栄・但馬・鬼塚・河野特定建設工事共同企業体でございます。

西部地域につきましては、契約金額は12億9637万9,700円、契約の相手方は、扶桑工業・ツインデック特定建設工事共同企業体でございます。

なお、契約方法はいずれも一般競争入札であり、工期は、令和8年3月31日までとし、4月から順次施工していく予定でございます。

以上につきましては、本委員会でご決定いただき、ご決定の上は、令和7年第1回市議会定例会での審議・議決を経て本契約を行い、工事を着手してまいりたいと考えております。

教育長

ご質問などございませんか。

一番委員 大きな体育館ですから、電気代等の今後の費用については予算立てをしていらっしゃるのでしょうか。

学校施設課長 令和7年度当初予算に計上しておりますが、現在、設置状況を踏まえた詳細な経費を確認しているところでございます。

一番委員 今後また教えてください。

学校施設課長 承知いたしました。

教育長 他にご質問などございませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 それでは、議案ごとに採決してまいります。

教議第9号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

教育長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長 次に、教議第10号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

教育長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長 それでは次に、教議第11号「いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態への対応方針について」を議題といたします。

次長兼 審議に入る前に、説明者以外の事務局職員の退室をさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

教育総務課長

また、議案書等をお配りしたいのですがよろしいでしょうか。

教育長 どうぞ。

教育長 それでは、教議第11号「いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態への対応方針について」を議題といたしますが、関連がありますことから、議案審議の前に報告事項(1)について説明をお願いします。

事務局、説明をお願いします。

(議案審議の結果、教議第11号は原案のとおり決定する。)

教育長 それでは、教議第12号「令和6年度未来自分創造資金奨学生の決定について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

(議案審議の結果、教議第12号は原案のとおり決定する。)

教育長

それでは次に、教議第13号「県費負担教職員の人事管理上の矯正措置について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

(議案審議の結果、教議第13号は原案のとおり決定する。)

次長兼

議案書は、後ほどまとめて回収させていただきます。

教育総務課長

次の議案説明のため、事務局職員を入退室させていただきたいのですがよろしいでしょうか。

教育長

どうぞ。

教育長

それでは次に、教議第14号「大分市公民館長の任命について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

(議案審議の結果、教議第14号は原案のとおり決定する。)

教育長

以上で本日予定されていた議題は終了となりますが、他に何かございませんか。

次長兼

次回の教育委員会の日程等につきまして調整をお願いいたします。

教育総務課長

3月は、3月3日月曜日午後4時30分から第1回臨時教育委員会を、また、3月27日水曜日午後4時から定例教育委員会を開催いたしますのでよろしくをお願いいたします。

以上でございます。

全委員

(了承)

教育長

他に何かございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後5時00分 閉会)